

京都市上下水道企業管理規程第37号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第1専決権者の欄中「，場長及び支所長」を「及び場長」に改める。

別表第2総務部長の項第20号中「(次号から第28号までにおいて「条例」という。)」を「(京都市京北地域水道の管理に関する条例第14条において準用する場合を含む。次号から第28号までにおいて「条例」という。)」に改め，同項に次の7号を加える。

- (29) 京都市京北地域水道の管理に関する条例(次号において「京北水道条例」という。)第4条による給水用具の構造及び材質の指定に関すること。
- (30) 京北水道条例第8条及び第9条による使用水量の決定に関すること。
- (31) 京都市京北特定環境保全公共下水道条例(次号から第35号までにおいて「京北下水道条例」という。)第4条による排水管の内径等の決定に関すること。
- (32) 京北下水道条例第5条及び第10条による計画の確認及び検査に関すること。
- (33) 京北下水道条例第6条による清掃に関すること。
- (34) 京北下水道条例第16条による排出量の認定に関すること。
- (35) 京北下水道条例第17条による装置の設置に関すること。

別表第2営業所長の項第3号中「(水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事のしゅん工検査を除く。)」を削り，同表下水道部管理課長の項第9号中「計画の確認」を

「の計画の確認及びしゅん工検査」に改め、同項第10号を削り、同項第11号中「生活扶助世帯水洗便所設置費補助金及び」を削り、同号を第10号とし、同項第12号中「貸付金償還金」を「に係る資金の貸付けの決定及び償還」に、「の徴収及びその延滞金の調定及び徴収」を「並びに延滞金の減免」に改め、同号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 水洗便所設置奨励金の交付に関する事。

別表第2下水道部管理課長の項第13号を次のように改める。

(13) 排水設備工事の費用の決定、調定及び徴収並びに当該費用の分割納入の承認に関する事。

別表第2下水道部管理課長の項に次の2号を加える。

(14) 排水設備工事のしゅん工検査の費用の調定及び徴収に関する事。

(15) 雨水貯留施設の設置助成金の交付に関する事。

別表第2管路管理センター所長及び支所長の項を次のように改める。

管路管理センター所長	(1) 1件10,000,000円以下の工事施行に関する事。 (2) 1件2,000,000円以下の調査、測量及び設計委託に関する事。 (3) 工事の着手及び中止命令に関する事。 (4) 1件1,000,000円以下の取付管新設工事、取付管維持工事、雨水ます工事及び小規模工事の請負契約に関する事。 (5) 取付管新設工事の費用の決定、調定及び徴収に関する事。 (6) 取付管及び排水設備の清掃の費用並びに取付管維持工事、雨水ます工事及び小規模工事の費用の調定及び徴収に関する事。
------------	---

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)